

厚岸町議会 平成19年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成19年12月12日
午後3時09分開会

●議長（南谷議員） ただいまより平成19年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

本委員会の委員長並びに副委員長の互選についてお諮りいたします。
12番、岩谷委員。

●岩谷委員 議長の指名において決していただきたいと思います。

●議長（南谷議員） ただいま議長の指名の声がありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

それでは、議長において、委員長には室崎委員、副委員長には佐々木委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、委員長には室崎委員、副委員長には佐々木委員が互選されました。
委員会を休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後3時40分再開

●委員長（室崎委員） 委員会を再開いたします。

初めに、議案第73号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正、6ページ、事項別明細書をお開き願います。
8ページ、歳入から進めます。
9款1項1目国有提供施設等所在市町村交付金、ありませんか。
15番。

●石澤委員 すみません、ここにある自衛隊基地交付金というのは、一体どういうものな

んでしょうか。それから、税率はどうなっていますか。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

自衛隊基地交付金につきましては、委員ご承知のとおり矢臼別演習場にかかる交付金でございまして、面積にかかる評価額に一定の率を掛けて交付されるものでございます。本年度につきましては、1,533万4,000円で確定したところでございます。

この内容につきましては、例年、面積によって率が決まっているものと、それから態様の変更、いわゆる演習場の例えは施設が増設されたとか、そういう場合に限り率が変わって交付されるものでございますが、本年度につきましては態様の変更がなく、例年どおりの政府予算を面積案分により、矢臼別演習場の厚岸町の面積分について交付されたものでございます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（室崎委員） 他にございますか。

なければ先へ進みます。

10款 1 項 1 目 地方特例交付金、ありませんか。

11款 1 項 1 目 地方交付税。

10番。

●谷口委員 今回の補正が4,603万8,000円なんですが、これで今までの交付税の決まった額、普通・特別交付税、それぞれちょっと金額を教えていただきたいんですが。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答えを申し上げます。

平成19年度普通交付税につきましては、3月31日閣議報告されたとおり、都道府県、市町村への交付税の交付額が決定したところでございます。当町におきましては、32億8,292万1,000円で交付額が決定しているところでございます。9月補正、それから12月補正後の額によりまして、今回の補正によりまして、31億5,746万7,000円となっているところでございます。

すみません、失礼しました。普通交付税で言いますと、この12月補正後、29億5,080万7,000円ということになります。したがいまして、決定額からこの額を差し引きますと、3億3,211万4,000円が留保となっているところでございます。

それから、特別交付税の件でございますが、現予算2億666万円ということでございます。これにつきましては、昨年同様の同額を当初予算計上済みでございまして、現在、

補正措置はしてございませんので、このとおりの額となってございまして、地方交付税総額で31億5,746万7,000円ということになるところでございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、特別交付税は、特交については動きがないということですか、今のところ。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 動きがあるかないかということでございますが、動きがあるかないかは今のところは私どもはわかりません。ただし、12月交付、委員ご存じのとおり、1億1,452万7,000円が決定したところでございます。3月交付がこのほかに幾ら交付になるかということは、3月にならなければわからないところでございますが、昨年は約4億1,400万円交付になっているところでございます。

地方交付税の割合でいきますと6%が特別交付税分でございますので、この額を逆算して推定しますと4億円程度になる可能性はありますが、これは特殊財政需要、いわゆる普通交付税で算定される計算式に基づいて算定されるものではなくて、計算式に基づく以外のもの、例えば除雪対策経費であるとか、一昔前でいいますと、流氷対策による昆布の被害ですか、そういう特殊財政需要に対して来るものでございまして、当町におけるそういう特殊財政需要を国に対して要望提出をし、それを国・道等によって配分されて決定されるものでございますので、例えば本州方面で災害が多発し、その部分が特別交付税として多額に交付されるということになりますと、全国的にそちらの方に財源が回るということになりますと、北海道に回ってくる部分が減るという可能性は十分にあるところでございます。

したがいまして、推計につきましては、極めて難しく困難なところでございますが、期待値といたしましては、私どもといたしましてはこの現予算の2億円以上を期待しているところでございますが、幾らぐらい来るんだということは、現段階では担当者としては申し上げることができませんので、ご了解願いたいと思います。

（「はい、いいです」の声あり）

●委員長（室崎委員） 1目地方交付税、他にござりますか。

なければ先へ進みます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料、ありませんか。

4目農林水産業使用料、5目商工使用料、6目土木使用料。

10番。

●谷口委員 この宮園団地、それから奔渡団地の130万円、120万円、これらの減になった原因は何なんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 宮園団地と奔渡団地の住宅使用料の減になった理由でございますが、まず宮園団地、平屋の方でございますが、これは2件の入退居に伴います使用料の料金の増減でございます。それが1万6,000円の増額となっているものでございます。

それから、宮園団地の高層の方でございます。こちらにつきましては、減免申請が3件ふえまして、それによる減額分が43万1,730円、それから10月末までの入退居に伴います減額が9件ございまして45万9,400円の減、それから19年度当初3戸空き室がありまして、その分の使用料の減が43万5,870円、合わせまして宮園団地の高層分としては132万7,000円の減となったものでございます

それから、奔渡団地の方でございますが、奔渡団地は減免申請がございまして、その減によります、所得減によります減免額が18万3,120円、それから4件の入退居がございまして、その減額分としては62万520円、それと4月からの空室となっていた部分がございまして、それが46万1,360円、合わせまして126万5,000円が減額となったものでございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 入退居が若干時間のずれといいますか、それに伴う収入減はある意味仕方がないのかなと思いますけれども、この空室による収入減が両方合わせると90万円ぐらいありますよね。それと入退居を合わせると結構な額になるんですけども、この入退居に伴う結果的に空き室になるというか収入を得ることができない期間、これはどのくらい見ているのかなと。例えば、一定の工事というのかリフォームというのか、そういうものが必要になる場合もあるのかなというふうに思いますけれども、それらについてはどうなっているのか。あるいは、さっきからこの空き、これはどのくらいの期間、結果的にこういうふうに空いてしまって、こういう金額になるのか。3戸を例えれば5万円にしても、結構な期間ということになりますよね、家賃が。その辺どういうふうになっているか、もう一度説明をお願いいたします。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 入退居の空き室の期間でございますけれども、これは今、今年でございますけれども、今年は空いた場合の募集をかけたのは6月とそれから9月にかけてございます。おおむね、ですから3ヶ月間ほどのサイクルでの、空きが出た場合には3ヶ月間ぐらいが空きの時間となってしまうということあります。

ただ、昨年につきましては、たしか6月だったと思います、6月に1回行った程度でございまして、3月でしたか、竹田委員の方からも、早く速やかに入居させるべきではないかというご指摘等受けております。私どももそういったものを踏まえまして、なるべく早く入退居、入居をさせるような方法でもって考えていて、今、回数をできるだけ

ふやしていこうというふうに進めているところでございます。

しかしながら、退居されてすぐに入れない場合も往々にしてほとんどでございます。どうしても中の掃除だとか、損傷があった部分等を直していくなければならないということもございますので、おおむね3カ月間ぐらいの期間は必要かなと。当然1戸ずつ直してすぐ入れていけばよろしいんですけども、そういう人はそのたびに選考をかけていかなければならないとか、いろんなそういった事情等もございますので、ある程度固めた中では、3カ月間ごとぐらいで入退居、募集等をかけていければというふうに思っております。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 それでも団地によって、入居希望の状況というのは違うんじゃないのかなというふうに思われますけれども、古い平屋建ての住宅等についてはそんな倍率ではないよう聞いておりますけれども、この宮園団地、あるいは奔渡団地、梅香団地、一定の高層住宅、団地、住宅になっているところ、平屋でも結構なスペースを持った住宅もありますけれども、こういう希望の多い住宅の募集を1回かけると、どのぐらいの倍率に今なっているんでしょうか。それと、その応募された方々がそれぞれ入居条件にかなうかどうかという問題も当然ありますよね。そういうものをきちんと整理した上の募集の倍率といいますか、応募倍率、これはどうなっているのかお尋ねをいたします。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

宮園団地の場合でございますけれども、これは今年9月に募集をかけた状況でございますが、宮園団地の高層住宅4戸募集してございます。それで、応募者につきましては9件の方が応募されております。したがいまして約2倍、2.25倍というふうになります。

それから、梅香団地でございますが、梅香団地は2戸募集してございます。応募でございますが、3件の方から応募がございまして、ただこれ部屋によって応募する方が違ってきております。ですから、1戸につきましては1戸しか募集がなくて、それはもう倍率も何も零率になっております。ただ、もう1戸につきましては、1戸の募集につきまして2件の方が応募されております。したがいまして、倍率的には2倍というふうになっているところでございます。

あと、奔渡につきましては9月には募集してございませんので、このデータは今持ち合わせておりませんけれども、9月の段階ではこういった倍率というふうになってございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 団地によっては倍、あるいは2.何倍というような感じですよね。これがずっとさかのぼっていってどうなのかというのがありますけれども、町がこの募集をかける

場合に、結果的に今説明されているように6月、9月、あるいは年に1回だとか、最近少ないですよね、募集をかける回数が。そうすると、一定の期間で募集をかけたときにこういう状況になっていると。

それで、今説明されている方々は、公営住宅にある意味住むというか、住むことが、入居ができる対象者で選考しているということですね。まさか、それ以外も含めてやっているわけではなくて、十分にこの水準であれば町営住宅に入居できる、あるいはするのが妥当ではないのかという判断をする人たちが申し込まれているわけです。それで、結果的には半分の人しか入れない、あるいは半分以下の人しか入居ができないということになって、結果的にはその人たちは次の入居募集まで、入居者を募集するまで待つか、何らかの対応をしていかなければならないということになると思うんですよね。

それで、結果的に中途での退居だとか、そういう問題が出てきて、一定期間空室が生じるということになれば、私は以前やっていたように、一定の割合での困窮度をきちんと見きわめながら、補欠も確保しておくべきではないのかなというふうに思うんですよね。そうすれば、こういう空き室を長期間にわたって持っていなければならぬというようなことも、解消することができるのではないのかなというふうに考えるんですよね。今、非常に財政的に厳しい折、こういう空き室を持っていて358万円も減額をしなければならないということになれば、その半分ぐらいはやり方によっては抑えることができるんじゃないのかなというふうに思うんです。その辺ではどういうふうに考えているのか、もう一度お尋ねをいたします。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 町営住宅の入退居の空きの問題でございますけれども、最近、募集をかけるのが少ないのではないかということでありましたけれども、確かに昨年等、状況実績を見ますと、募集をかけたのが少ないというふうに私も感じております。今年につきましては、できるだけ早く募集をかけたいということで、今、既にもう2回募集をかけてございます。

それから、補欠を確保するべきじゃないかということでございますが、これは町営住宅の管理条例の方にございまして、選考委員会にかけて最終的には選考をして決めていくわけでございますけれども、その中においては入居の補欠者ということで一応補欠者をそこで定めます。ただ、それは、今募集をかけているところの部屋に対して、もし入られない方が、1番目に決めた方が入居されない方については、補欠者を選考しておきまして、そちら側の方に入っていただくといったことはしてございます。

ただ、今、質問者がおっしゃいましたのは、他の部屋とかで空いた場合ということでございますけれども、その場合は補欠というのは定めてはいないわけでございます。募集をかけるのはどうしてもそこの住宅、その部屋に応募されてくるものですから、違うところでの補欠を決めて、その方がそこの部屋に入られるとはまた限らないものでございますから、その場合は新たに募集をかけていきたいと。

それから、ほとんどは補修等が必要となってくるのが実情でございますので、なるべく早くそういったところは直して、入居できるような対応にしていきたいというふうに

は考えているところではございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 ただ、宮園団地だけ見ても、倍以上なわけでしょう、言ってみれば。そうすると、その中の補欠、1人、2人決めておいたって、全然問題ないんではないのかなと。それ以上になれば、ある意味今度はわがままになってしまふんではないのかなというふうに思うんですよ。せっかく町が一生懸命苦労されているのに。ですから、こういう倍率が高いところは、特に補欠が必要ではないのかなというふうに私は思うんですよね。

例えは、今余り人気ないけれど空いてしまった、そこでもいいという人の場合だったら、ある意味、選考委員会、条件がきちんとしていれば、一々選考委員会を開く必要もないくらいの問題だと思うんです。ところが、いろんな条件があって、やはり町民の声もきちんと聞かなければならぬなという判断をすれば、それはやっぱり選考委員会がきちんと機能を果たして選考して、公平さを確保していかなければならぬというふうに思うんですよ。

ところが、非常に人気の高いところが補欠が全然ないということになって、そういうところに限って家賃も高いということになれば、空室で一定期間空けてしまうということはやはり私は納得がいかないんですよ。そういう場合は、やっぱりきちんと補欠を確保しておいて入居していただくという、そういう手続をとっていくべきではないのかなというふうに思うんですよ。3,000円、5,000円の部屋とは違うわけですから、その辺ではやっぱりきちんとした対応をしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

質問者のおっしゃることも十分理解はいたしたいと思いますけれども、補欠者を定めても、今、選考委員会の中での補欠者を定めるといいますのは、条例の規定ではその有効期間は2カ月間としてございます。そうしますのは、期間がたちますと、入居に応募された方のその条件等も変わってくる場合もございます。そうしたことから、一応2カ月間という定めの中での有効期間というふうにしているわけでございまして、補欠者を定めた場合でも、またそこの部屋が、本当にその応募された方が違う部屋になることもありますので、そうしたことは、本当にそれがいいのかということはちょっともう一度検討はしていかなければならぬかなと思います。ただ、今段階では条例規定上の中で動いているものでございますけれども、質問者のおっしゃるようなことを含めて、ちょっと今後は検討はしてみたいというふうに考えます。

（「はい、いいです」の声あり）

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

6目、他にございますか。

なければ先へ進みます。

7目教育使用料、ありませんか。

2項手数料、3項衛生手数料、4項農林水産業手数料、6項土木手数料。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、ありませんか。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、8目教育費国庫補助金、ありませんか。

3項委託金、4目土木費委託金。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。

2項道補助金、2目民生費道補助金、3目衛生費道補助金、4目農林水産業費道補助金。

10番。

●谷口委員 この農業費補助金なんですが、自給飼料増産総合対策事業補助金、これをちょっと説明していただきたいというふうに思います。それから、森林整備地域活性化支援交付金、この事業が何だというか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 自給飼料の増産総合対策事業の補助金の減額についてであります。当初、255万円の補助を見込んでございましたけれども、北海道の補助制度の見直しによりまして205万円減額となります。

この減額につきましては、10アール当たりの単価でこれまで補助が算出されておりましたけれども、北海道の補助制度の見直しで1地区100万円の補助対象経費の減額、補助対象経費に対して一律50万円の補助に変更になったために、そのために205万円の減額になったという内容でございます。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 森林整備地域活動支援交付金でございますが、この制度につきましては平成14年度から行われておりまして、昨年度までの5カ年で一応区切られまして、今年度から新たに5カ年という位置づけの中で行われているものであります。

内容といたしましては、目的が森林の持つ公益的機能の発揮に向けた適切な森林整備の実施に必要不可欠な地域活動を支援し、森林施業の集約化を図るために必要な森林の情報収集活動を支援するという目的になってございまして、具体的には森林施業計画認定森林のうち9齢級以下、9齢級というのは、1齢級が5年でございますから、45年育成以下という意味でございますが、の人工林に対して、ヘクタール当たり5,000円を交付するという内容でございます。この総体事業費の中での国の持ち分が4分の2、道の持ち分が4分の1、町が4分の1ということで、補助金としては国の補助金が一たん道に交付されて、道の分と合わせて4分の3が町の方に交付されるという形で、一たん町に受けたものをそれぞれ支出の方で交付するという内容になってございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、今、大崎課長の説明では一律50万円の補助とおっしゃいましたかね。そうすると、今回対象になるのは4件ということなんですか。当初予定したのは何件なんですか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 当初は6件がこの事業の対象となったものでございます。それで、このマイナスとなりました205万円について、農家の負担増に結果的になってしまふということから、農協の方で新たに今年からスタートをしました事業に対して補助申請をいたしまして、その負担軽減を図りたいというふうにしてございます。

この新しい事業制度というのは、平成19年度の乳価決定の際に、こういった飼料高騰の傾向にあります自給飼料の増産を促進するということで、ヘクタール当たり新たに6万円の補助制度が、国が北海道に交付をいたしまして、北海道の方から草地協会という団体がございますが、そちらに委託をして、その草地協会の方から草地協会の事業で農協の事業主体に新たな事業を起こして、その分を一部なんですか、補填ができるということがわかりましたので、農協の方でヘクタール当たり6万円、先ほど申し上げましたが、6万円にこの補助対象面積、一部なんですか、11.6ヘクタールが対象になります、69万6,000円がこの農協の方に交付されるということで、先ほどの205万円の本来農家負担を伴いますか、負担がかかるんですか、こちらの方の事業に添加をいたしまして、69万6,000円が交付されることになります、一部なんですか、135万4,000円が農家の負担になるということでございます。その135万4,000円について、6戸分でその分を負担することになるという内容でございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 さっきの話、一番初めの説明では1件50万円とおっしゃっていますよね。

（「1地区」の声あり）

●谷口委員 1地区なの。1地区50万円ということか。それならわかった。

そうすると、負担は当初予定したよりはふえたということですか。ですけれども、135万4,000円の負担でできたということなんでしょうか。総事業費、69万6,000円の補助があつたから、農家の負担は135万4,000円の負担で6戸ができたというふうに考えればいいですか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 対象面積が、総体の面積が52.7ヘクタールだったんです。金額が1,626万4,000円の総体事業費で、この事業が平成19年度行われようとしていたんですけども、そのうち、この補助対象の金額が255万円、ヘクタール当たりちょっとお待ちください。ちょっと休憩お願いします、すみません。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後4時20分休憩

午後4時22分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） すみません、時間をとらせて申しわけございません。

この総体の面積は52.7ヘクタールで、ヘクタール当たり8万5,000円が当初補助算定基準でありましたけれども、そのうちに補助対象面積が38ヘクタールで打ち切りとなります。38ヘクタール分255万円の補助を6戸の酪農家で補助金を分けた形で事業形成がされたということでございます。ところが、これが、この事業が一括して標準事業費的な形に北海道の方で補助対象が変わりまして、1地区につき幾ら事業費がかかっても、100万円の2分の1で、50万円ですべて打ち切るという補助事業に変わったという内容です。

そもそも、この事業につきましては、北海道の単独事業でございまして、厚岸町においては平成17年度から今年で3年目になるわけであります。そういうことで実行してまいりましたけれども、国の制度が新たに平成19年度から行われたと、草地協会を通じて事業が新たに出されたということになりましたものですから、それで北海道の方ではそちらの方にシフトをしたということで、残念ながらこの事業については本年度限りで打ち切りと。それも平成17年・18年のそういう今までのこれまでの補助の算出方法ではなくて、残念ながら100万円の2分の1で50万円で打ち切るという大変残念な結果になったということでありますけれども、先ほど申し上げたとおり、平成19年度については新たな草地協会の事業でその分の一部を補填できるということになりましたので、まるっきり全部打ち切るというわけではございませんので、その点ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 これ、あれですよね、デントコーンの栽培とか、そういう点ですよね。

今、輸入穀物の非常に高騰が続いている、酪農家の経営が非常に圧迫をされているというような状態ですよね。ガソリンから、名前何て言いましたっけ、私……

（「バイオ」の声あり）

●谷口委員 バイオ燃料ですか、そういう英語は余り知らないからわからないんですけれども、そういう方にシフトをしようというような、環境問題含めて非常に厳しい状況に、私もそれだけはいいのかなという気もするんですけども、農家が現在非常に、そういう政策によって外国から入ってくる輸入穀物が非常に高騰してしまって、酪農家の経営を圧迫している。そのほかにも農家が非常に大変な状況があって、つい先日も標茶町で農民の集会があるということで、これも何か北海道内であちこちでそういう集会がこれから開かれていくように聞いていますし、今後もそういう状況が続いていくのかなというふうに思うんですけども、この制度がこういうときになって逆に事業が縮小されていくというような、そういうふうになっていったんでは、農家の死活問題にかかってくるんじゃないのかなというふうに考えるんですよね。

もう石油燃料、そちらについてはもうどこまで今上がっていくのかわからないような状態が続いていると。一部報道では、何か急激に下がるんではないかというふうな話もありますけれども、今のところは全く下がる気配は見られないわけですよね。そうすると、農家の経営にも非常に大変な状況が続いていると思うんですよ。そうしたときに、こういう事業が後退をするというのは、私は今の時代に逆行したものになっているんじゃないのかなというふうに考えるんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 確かに委員おっしゃるとおりでありますて、昨年の10月末、それから今年の10月末ということで比較してみると、農家の経営で非常に厳しいものがあるというふうに思っています。昨年は、ある程度個体販売で、ある程度不足分を補うことができたということだったんですけども、今年についてはその個体販売も非常に不振であると。さらには手取り乳価の減、それとあと今言った個体販売の不振ということもございまして、非常に農家の状況が厳しくなってきているという状況であります。

私どもも、このデントコーンの普及ということについて、非常に推進してきた立場でございます。昨年から事業費もふえてまいりましたし、それからいろいろな作物の農業技術者連絡協議会という組織がございまして、そちらでデントコーンの普及についても勉強会とか、あるいは自給飼料のPRもやってきた経緯がございまして、非常にこの普及には力を入れてまいりましたし、うまくいってほしいという状況もございます。まさに、谷口委員と気持ちとしては同じ気持ちだというふうに考えております。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 農家の人たちのそれぞれの経営方針だとか、そういうものがありますから、そういう穀物生産をして経営に生かしていこうという農家だとか、あるいはいろんな飼料を確保しながらやっていこうというようなことで、それぞれの農家の考え方がありますから、私はただデントコーンだけとか、あるいは家畜用の昔、今もやっているのかどうかわかりませんけれども、カブみたいなものがありましたよね。そうすると、そういう

う飼料をやっぱりきちんと確保するというか、農家それぞれの考え方できちんと用意しながら、経営を進めていくことになっていくと思うんです。

私、舌、回らないから、イタップか何か、昔は。そういうカブがあったと思うんですけれども、それが今も有効なのかどうかはわかりませんけれども、そういうことに対する対応はやっぱりそれぞれの多様性がありますから、どうやるのが一番いいのかということはあると思うんですけども、やはりそれにこたえたものにしていかないと、今みたいな時代は本当に大変だと思うんですよね。もうすっかりバイオ燃料の方に、アメリカだとかブラジルだとか、ああいうところはそっちの方にシフトしてしまって、我々の食べる食料も何かだんだん危なくなってきたということを考えると、農家が今一生懸命頑張ってもらわないと困ると思うんですよ。そういうときに、そういう制度がどんどん変わって縮小されるというようなことにはならないようにやっぱりしていただきたいなというふうに考えるんですけども、もう一度、町長、その辺はどう考えているか、お尋ねをいたします。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 方法につきましては、農業改良普及センター初め農協の職員の方、町ということで連携をしながら、その農家の営農体系に合った自給飼料の推進に今後とも努めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

（「まあ、いいや、町長は答えたくないみたいだから」の声あり）

●委員長（室崎委員） 7目教育費道補助金、ありませんか。

3項委託金、1目総務費委託金、3目衛生費委託金、4目農林水産業費委託金、ありませんか。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、ありませんか。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、ありませんか。

2目生産物売払収入。

18款1項寄附金、1目教育費寄附金。

21款諸収入、1項延滞加算金及び過料、1目延滞金。

2項預金利子、1目町預金利子。

6項3目雑入、ありませんか。

10番。

●谷口委員 雑品の売り払いなんですが、307万3,000円、これは例年と変わりないんでしょうか。最近何か報道等によりますと、それぞれが資源ごみとして出したものをいつの間にかだれかがさらっていくというようなことが各地域で起こっているようあります

けれども、厚岸町はそういうことは全然ないんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

雑品の売り払いの例年とどうなのかということでございますが、資源ごみとして収集しているもののうち、売り払いに占める金額での割合でございますが、およそアルミ類が約5割、それから鉄類が約2.5割、あとは紙類、新聞雑誌等が約2割、その他が0.5という割合で推移してございます。

それで、全体の売り払いに影響を及ぼすアルミと鉄関係の単価が昨年度、18年度でございますが、これが平均単価としては224円がアルミ、それから鉄が27.5円という状況でございました。これが、今年度でございますが、これは3カ月に一度、単価における入札をかけてございますが、3回分の入札を行ってございますが、この平均で申し上げますと、アルミが255円ということで、平均的には31円上がっております。それから、鉄が40円でございますから、12.5円上がっているという状況でございます。

これを今後どのように見るかということで申し上げますと、余りこの平均の単価をそのままストレートに使ってしまうと、実は3回の入札でも上がり下がりがございます。ですから、平均を使ってしまうと、平均より下がったときには予算割れを起こしますので、今後においては約7割程度と、若干低目になるかもしれません、平均的なもので推移した場合には若干余裕が出るかもしれません、歳入予算でございますので、予算割れを起こさないようにということで、今回307万3,000円という計上をさせていただいています。

それから、他の地域で起こっているようでございます資源物を現地から持ち去るという行為が厚岸町であるかということでございますが、役所の方にはそういった苦情等は1件も届いてございません。厚岸町は戸別収集でございますから、皆さんそれぞれ収集用の大きな入れ物の中に入れておくというのがかなり普及しておりますので、そういうことからも家の前からは持っていくにくいのかなというふうにも推測しているところでございます。

（「はい、いいです」の声あり）

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

雑入、他にございますか。

なければ先へ進みます。

22款1項町債、3目衛生債、4目農林水産業債、6目土木債、7目消防債、8目教育債、9目災害復旧債、ございませんか。

以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

14ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ありませんか。

2目簡易郵便局費、ありませんか。

4目情報化推進費、7目文書広報費。

14番。

●竹田委員 委員長、すみません、総務の方の印刷物の方の関連でちょっとお聞きしたいんでも、よろしいですか。

●委員長（室崎委員） はい。

●竹田委員 厚岸町で印刷されて一般家庭に配られている正月の門松用の印刷物ありますよね。自治会を通して各家庭に配っている門松の2枚セットになったやつ、あれはここで聞いてもいいですか。違ったら違ったと言ってくれる。

●委員長（室崎委員） ちょっとすみません、休憩させてください。

休憩します。

午後4時40分休憩

午後4時41分再開

●委員長（室崎委員） 再開いたします。

文書広報費に関しては、他にございますか。

なければ先へ進みます。

10目企画費、ありませんか。

11目財産管理費、12目車両管理費。

2項徴税費、1目賦課納稅費。

5項統計調査費、1目統計調査総務費、ありませんか。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、ありませんか。

15番。

●石澤委員 昨日、福祉灯油のことで質問したんですけども、その関係でちょっと夕べの新聞でしたけれども、福祉灯油に国が補助を出すという話が載っていました。それで、80リッターまで出して予算を考えてくださっていますけれども、そのコトハ何か話したんですけども、対象者をもう少し幅を広く、国の補助もありますので、ふやすことができないのかなと思うんですけども、どうでしょうか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 昨日の一般質問の福祉灯油に関する関連ということで、80リットルを町長より表明をして、今回に限り20リットル増額するという内容でお答えしておりますが、国の対策も新聞報道等では何らかの対策を打ち出すという報道がありま

したけれども、現時点ではどういう内容なのか、あるいはどういう規模で行われるのかといった部分につきましても、今のところ全く不明という状況でありますので、現時点ではこの国の対策、あるいは国の補助を考慮したさらなる上積みというのは、今時点では考えにくいのかなと。町の財政等の規模等を考えまして、最大限、現時点で配慮させていただいたという内容でございますし、今現在もうその手続を踏んでおりますので、今、規定上の枠組みをさらに検討するという段階には今時点ではないのかなということです、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 15番。

●石澤委員 これ、ここには12月の予算にのったことに対しての補助が出ると書いてあるんですよ。ですから、これからだんだん本当にしばれてくるし寒くなるので、できれば、今、現時点では考えていないとおっしゃらないで、何とか出た時点でもいいですから検討してください。そして、共同作業所とか、それから福祉の現場なんかもどういう状態になっているのかも、それも調べて、そして対策を打ってほしいと思います。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

実はこの施策は、厚岸町がやっているような福祉灯油を例にしているようあります。といいますのは、全国的にやっていないところも多数あるわけです。しかしながら、石油の高騰ということで、国の施策として、年内にやった自治体に対しては交付税をもって考えていくこうという案と私は理解しておりますが、しかしながら、まだ詳細については報告されておりませんので、今、課長が言われたとおり、その施策は国が考えているようですが、厚岸町のような福祉灯油をやろうというように私は理解をいたしております。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（室崎委員） 10番。

すみません、皆さんにちょっとお願ひがあるんですが、ちょっと私も寄る年波で耳が少し遠くなってきておりますので、発言者の方はすみませんが、手を挙げてくださいませんでしょうか。ちょっと時々わからなくなることがあるもので、申しわけありませんけれども、よろしくお願ひいたします。

10番、どうぞ。

●谷口委員 申しわけありません、この審議が始まる前に要求をお願いすればよかったですけれども、今回この燃料高騰にかかわってのあちこち補正がたくさんされています

よね。それで、結果的にこの予算にかかわっての燃料高騰にかかわる各施設等、あるいは車両等の補正額がどうだったのかというのを一覧表で、明日の朝でよろしいですから、出していただきたいなと思うんですが、お願ひできますか。

●委員長（室崎委員） 担当者、いいですか。

休憩します。

午後4時47分休憩

午後4時50分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

1目、他にござりますか。

なければ先へ進みます。

2番。

●堀委員 先ほど15番さんが言われた福祉灯油なんですけれども、今回そうやって国の方の閣議決定で助成というのがされるということなんですけれども、当初、町の方で決めていた60リッターから80リッターにふやした、これに国の方の来る予算というものがはつきりした段階での拡充というものが考えられるのか、それとも、この20リッターふやした中に財源充当されてしまって埋没してしまうものなのか、そこら辺教えていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

先ほど、福祉課長の方から15番議員の方に答弁したとおり、現段階では80リッター、それから11月1日現在の現行単価でやるという昨日の説明を現段階では変更を考えていませんということでございますが、本日の新聞等々、それから先ほど委員おっしゃったとおり、国の方針が閣議決定されたところでございます。

情報によりますと、交付税ということで、恐らく特別交付税ということの表記をされておったようでございます。私から言うまでもなく、交付税につきましては一般財源でございまして、国がその財源をもって福祉灯油等に充当すると、支援をするということになったとしても、一般財源でございまして、それに確実に充当をして上積みをしなさいという縛りはないものと私は理解しております。

したがいまして、現段階におきましては、閣議決定、それから国からどういう指示が来るかはわかりませんが、それを上乗せするということは現段階では申し上げられませんので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 2番。

●堀委員 閣議決定、ただ、恐らくこれは政策的なものですから、やはり実行されたかされないかというものが各町村が見えないと、これは本当に交付したはいいけれども、各町村が使っていないとかといったら、それはまた一つ大きな問題にもなるわけなんですから、これはやっぱりある程度縛りというのでは出てくると思うんですよね。そういうときには、やはり80のものを100にするとかといったものは、やはり考えなければダメじゃないのかなというふうに思うんですけども、どうなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

先ほど15番にお答えいたしましたとおり、福祉灯油というのは全国の自治体がやっておるわけじゃないんです。厚岸町はやっております。また、北海道の自治体でもやっていない。また復活しようという動きもあります、各自治体によっては。

ですから、そういう対応を国がどう判断をして、地方交付税、すなわち特交に加味できるか等々の問題があります。ですから、ここで幾ら来たからこうしますということについて答弁ちょっとできませんので、これは国の指示がどのような方向で来るか。ただ、私としては、福祉灯油ということで、ある程度の配分はあるのではなかろうかと、そのように考えております。

●委員長（室崎委員） 2番。

●堀委員 明確なものがわかるようなものが来たときには、やはりそれなりの対応というのをとっていただきたいと思うんですよね。厚岸町はこういうふうに80リッターやっていたから、今回、特交で入ってきたものが、いや、ちょうど財源充当されてよかつたというものじゃなくて、やはりそれはこういう情勢ですから、国としてもそれぞれの拡充というものをねらって整備、交付してくるものですから、そこら辺はやはり、もし、当然今の段階ではわからないとは思うんですけども、わかった段階での動きというのは当然考えておくべきものじゃないのかなというふうには思うんですけども。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） この福祉灯油といいますのは、厚岸町の一般財源もありますが、北海道から制限として60万円来ております。それに基づいて、厚岸町でも、その施策として行っております。しかし、このたびの灯油の2倍程度に上がったという現実を考えて、昨日の議会で答弁いたしましたとおり、60から80にするという厚岸町独自の福祉施策として講じようとしたわけであります。ですから、国との関係において、確かに国からお金が来たら、それに対して上積みしたらどうかというご意見もあるかと思いますが、どのような内容になるのか、まだ明確でない。ただ、お金が来たから、福祉灯油に使えというような明確なものでもあればいいんですが、ただ一般財源も使っているという現実

を理解していただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 2番さん、よろしいですか。

●堀委員 はい。

●委員長（室崎委員） 1番。

●音喜多委員 ちょっと順番的に考えますと、言われたように道からの補助、そして今、昨日の段階で厚岸町が独自に上積みをしますよと、福祉灯油として。そういう答弁されたわけです。今日あたり、明日あたりという形で、国がさらにその話とは別にですよ、北海道を含め全国に、こうして原油が高騰し、原油というか油製品が高騰しているわけですから、特に寒冷地向けについては、そういう暖房手当的な福祉灯油を国は施策として、一般財源になるけれども、特交として交付したいと。

それが細かく項目的に分けられているならば、それは福祉灯油というか、そういう油代というものはわかるけれども、それは今までの過程からするとわからない部分はあるかもしれません。しかし、厚岸町は既に国がどうであろうと、そう決めたわけですよね。その上乗せした分は、国がどうであろうとも、町独自で決めた話ですよね。予算はどこから持ってくるかというか、お金はどこから捻出するかは別にしても、国のそういう特交が出る以前に、町はどこからか、どこか総体の予備費でも何かから出そうとしていることで昨日答弁されたわけですから。

それに乘じて、今回のことの寒冷地に乗じてまた国から来るやつは、既にそれを目当てというか、それを目当てにしている、もくろむという言い方は変ですけれども、当てにしているというか、そういうことではないわけですよね、今回は、決めたことは。国から来るものはまた別な話というか、今回の特交で出そうという、昨日、今日あたりの新聞を見る限りでは。

ですから、その辺のところは、うちは60のところを80として先手を打ってやっているんだから、もう何ぼ国から特交として来ようとも、先行でやっているから、もうそれ以上のことはしなくていいんだという考え方なのかな。もしそうだとするならば、何となく一般的に物の順序のやり方としてはるくさい感じがしないでもないなと、私は思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 決して国からの支援策があるという思いで先手を打ったということではなくて、高騰に対する町長の思いというもので、昨日もお答えしているとおり、100リットルという要望もありましたけれども、他のさまざまな方々との公平感も配慮しまして、20リットルの上乗せを計算したという内容でございます。

●委員長（室崎委員） 1番。

●音喜多委員 その20リッターは、厚岸町の町長さんの行政上の町民に対する、対象になる人方に対する心温まるというか、手厚い思いでもって、国がどうであれ、こういうご時世で高騰しているわけですから、ポリタンク1つ、20リッターワン分になりますけれども、その気持ちをあらわしているというのは重々私もわかります。

だから、それは非常にありがたいというか、そういう対象者にしてみれば、かわってお札を申し上げなければいけないかと思いますけれども、しかしそれは重々わかつていただけると思いますけれども、さらに国からのそういう別な角度で、上層部でというか、上の段階でそういう現状を見て、寒地に対しての手厚い、弱者と言われる方々に対しての国の配慮というものをされているのに、厚岸町は先に打っているから、3月の特交になるかだと私は思いますけれども、そのときに来たときには、もう既に手を打ってあるから、それが20リッターであるか、あるいはどの程度の範疇までで、10リッターだからかもしれない、国は。だけれども、80プラス10リッター、国の分ですよという思いができるのかというふうに思うんですが、その辺の違いというか、町は町独自、そしてまた町独自といいますけれども、国とのつながりはありますけれども、ぜひ国の思いも町民の皆さんに入れてあげていただきたいと思うんですが。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） それも一つの理由でしょう。国から来たお金についてプラスしなさいと。それも当然の理由ですが、私どもは財政が厳しい中であります、今日の灯油の値上げの実態を考えれば、福祉灯油というものに手厚い監護をしなければ、冬期間という時代を乗り切ることはできない状況も出てくるであろう。

そういう中で、私どもは約60万円です。総体であればわずかと思うかもしれません、その他のいろいろな施策を講じている中で、福祉灯油については約60万円の財政の厳しい中で追加をしたという施策でありますので、それに対して国から来たからプラスしなさいという理屈についても、私はどうも理解できない。

本来は、はっきり申し上げまして、厳しい財政の中で60なら60でもいいんです。しかし、財政のやりくりをしながら、80リッターにしたということでありますので、ただ、国の施策として、こうしなさいという明確なものがまだ発表されておりませんので、ここで論議するのはいかがなものかということです。

ただ、私の考え方としては、60というものの実態を考えた場合に、やはり灯油等の値上げである、大変だと、福祉政策として80にしようという私の政治的決断で、そのようにいたしたということをご理解いただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 1番さん、よろしいですか。

●音喜多委員 いや、もう一回。

●委員長（室崎委員） 1番。

●音喜多委員 私も2回目でも申し上げましたけれども、そういう町長の決断に対しては敬意を表します、本当に。しかし、その予算、20リッター増、60万円というのは、やはりいろんな角度から、仮に国がそういうことというか特交を出す出さないは別にしても、町長の行政上の気持ちをそういう形であらわしたということには非常に敬意を表しますけれども、国のそういう色というか区分けのついた、あるいは幾ら来るかわからないと言われていますが、やはりあれだけの報道機関がうそでないと私は思うんです。

しかし、それがどういう形であれ、色ついて、あるいは区切りついてというか、区分けがついて来るかどうかはわかりませんが、いずれにしても、こういう報道というか、こういう状況に置かれて、国会の中で議論されているということをかんがみると、私はもう少し、今までの決断の80プラスそういった形を、恐らく3月になれば多少下がるかどうかはわかりませんが、今までの報道というかラジオを聞いている限りでも、かなり国が備蓄を放置しないと言っていますので、高値安定だろうというふうに言われていますので、やはり延々とこの4月5月まで続く寒い北海道、そのことを重々考えて対応していただきたいというふうに、あえてお話をさせていただきます。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 昨日も15番の質問に対して答弁をいたしていますとおり、厚岸町としては、昨年からの値上がり率が約37%分、それを計算して60リットルから80リットルにしたと。厚岸町の現実に合わせた福祉灯油にしようと、値上げ分については。そういうことで施策として講じたわけですから、この点についてはご理解をいただきたいと思います。お金があって、余ったからやったというわけじゃないんです。そのほかにいろいろな施策があるんです。今回の補正予算にも提案しているとおりのいろいろな施策があるんです。そういうことであるけれども、こういう実態を考えた、灯油が上がったという実態を踏まえて、厚岸町独自の施策として講じたという点にご理解いただきたい。

しかば、国から来たからその分は上乗せしなさいという理屈ももっともと思います。思いますが、厚岸町分はもう既にその分使っているんです。プラスしたんです。その点もご理解いただきたいと思いますが、今後、国がどういう方針を明確にするかわかりませんので、今後の論議として、ただ、私の考えとして今申し上げたわけでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

他に1目、ございますか。

なければ、今日はこの程度にとどめてよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） 本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 5 時09分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 19 年 1 2 月 1 2 日

平成19年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長